特別警報の種類			特別警報の基準
気象特別警報	（略）		（略）
	大雨特別警報		台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
		（略）	（略）
（略）			（略）
土砂崩れ特別警報			台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
（略）			（略）
高潮特別警報			台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
（略）			（略）
波浪特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
洪水特別警報			台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合

注

一　気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この指標は気象庁ホームページに掲載する。

二　（略）

特別警報の種類			特別警報の基準
気象特別警報	（略）		（略）
	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		（略）	（略）
（略）			（略）
土砂崩れ特別警報			台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
（略）			（略）
高潮特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
（略）			（略）
波浪特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

注

一　気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

二　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。